

一般社団法人 街いく探検隊 定款

第1章 総 則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人街いく探検隊と称する。

第2条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

第3条 (目的)

当法人は、全国の地域やコミュニティ等のまちづくりに関する地域の美化、保全、健全育成及び地域資産の調査、発信を通じて、その健全なまちづくり活動を不特定多数の町、市民、地域団体に普及させ、もって公益の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. まちづくりの推進を図る事業
2. まちづくりに関するワークショップ事業
3. まちづくりに関する教育及びコンサルティング事業
4. 前各号に附帯又は関連する事業

第4条 (公告の方法)

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

第5条 (入社)

当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

第6条 (経費等の負担)

社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

第7条 (退社)

社員は、1か月以上前に予告することにより、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、予告なしにいつでも退社することができる。

第8条（社員の資格喪失）

社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退社したとき
- （2）死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- （3）1年以上会費を滞納したとき
- （4）除名されたとき
- （5）総社員の同意があったとき

第9条（除名）

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときその他正当な理由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。この場合には、除名した社員にその旨を通知することを要する。

第3章 社員総会

第10条（開催）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

第11条（招集）

社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日の1週間前までに各社員に対して発する。

第12条（決議の方法）

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第13条（議決権）

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第14条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

第15条（議事録）

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

第16条（役員）

この法人に次の役員を置く。

一 理事 3人以上6名以内

二 監事 1人以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、若干名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

第17条（選任）

理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第18条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

第19条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第20条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第21条（役員の解任）

理事は、社員総会の普通決議によって解任することができる。

2 監事は、社員総会の特別決議によって解任することができる。

第22条（報酬等）

理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第23条 (取引の制限)

理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 二 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 三 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、取引についての重要な事実を、理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

第24条 (構成)

当法人は理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第25条 (権限)

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 二 規則の制定、変更及び廃止
- 三 前各号に定めるもの以外の業務執行の決定
- 四 理事の職務の執行の監督
- 五 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

第26条 (招集)

理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第27条 (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第28条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 計算

第29条 (事業年度)

当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

第30条 (剰余金)

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

以上、一般社団法人街いく探検隊設立のため、設立時社員4名の定款作成代理人行政書士丸山耕司は、この定款を作成し、次に記名押印する。

定款作成日

令和6年11月28日

設立時社員

石井 健太郎

中山 一朗

木村 和香子

若松 保治

定款作成代理人

行政書士 丸山耕司



印鑑

	(公)	(証)	(人)	(役)	(場)
1	令和 6 年 登 簿 第 1 1 6 号				
2	嘱託人は、本公証人に対し、設立される法人の実質				
3	的支配者となるべき者が若松保治である旨及び同人が				
4	暴力団員等でない旨を申告した。_____				
5	嘱託人は、本公証人の面前で、自己の記名押印を自				
6	認する旨を陳述した。_____				
7					
8					
9					
10					
11	よって、この定款を認証する。_____				
12	令和 6 年 1 2 月 1 1 日、本公証人役場において				
13	東京都港区赤坂 3 丁目 9 番 1 号				
14	東京法務局所属				
15	公 証 人 豊澤佳弘				
16					
17					
18					
19					
20					

豊澤佳弘印